

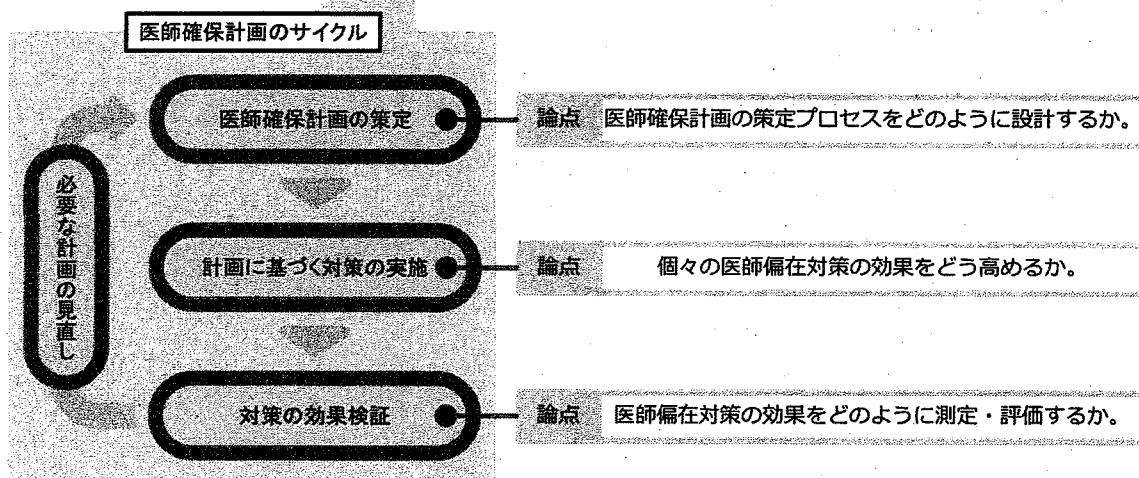
医師確保計画の策定について

1 概要

平成 30 年度医療法改正により、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化に向け、医療計画の一部として、都道府県内における医師の確保方針、医師偏在の度合いに応じた医師確保の目標、目標達成に向けた施策内容を定める医師確保計画を本年度中に策定することとされた。

策定した医師確保計画については、3 年（2020 年度からの最初の医師確保計画のみ 4 年）ごとに、都道府県において計画を見直す。（PDCA サイクルの実施）

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
医療計画	第 8 次						第 9 次					
医師確保計画	詳細設計(国)		計画策定(県)		第 8 次		第 9 次(前期)		第 9 次(後期)			
					指針見直し(国)		指針見直し(国)		指針見直し(国)			
					計画策定(県)		計画策定(県)		計画策定(県)			



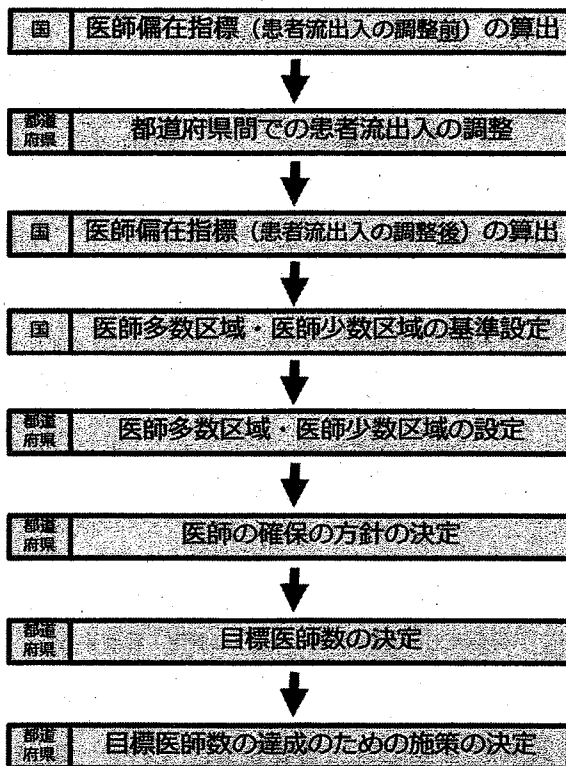
出典：平成 30 年度全国医政主管課長会議資料を一部改変

2 本県における医師確保計画策定の役割分担

- 医療対策協議会（方針協議）とふじのくに地域医療支援センター（取組推進）との役割分担を踏まえ、地域医療支援センターが医師確保計画の立案段階から関与し、県が作成した原案について医療対策協議会で協議する。
- 医療法上、医療計画の策定に当たっては、計画案を医療審議会へ諮問することが求められており、本県の医師確保計画の策定においても、同様に、計画案を医療審議会へ諮問することとする。

会議体	役割
静岡県医療審議会	諮問された計画案に対し意見を述べる
静岡県医療対策協議会	作成された原案を協議
ふじのくに地域医療支援センター	県と協力して原案を作成

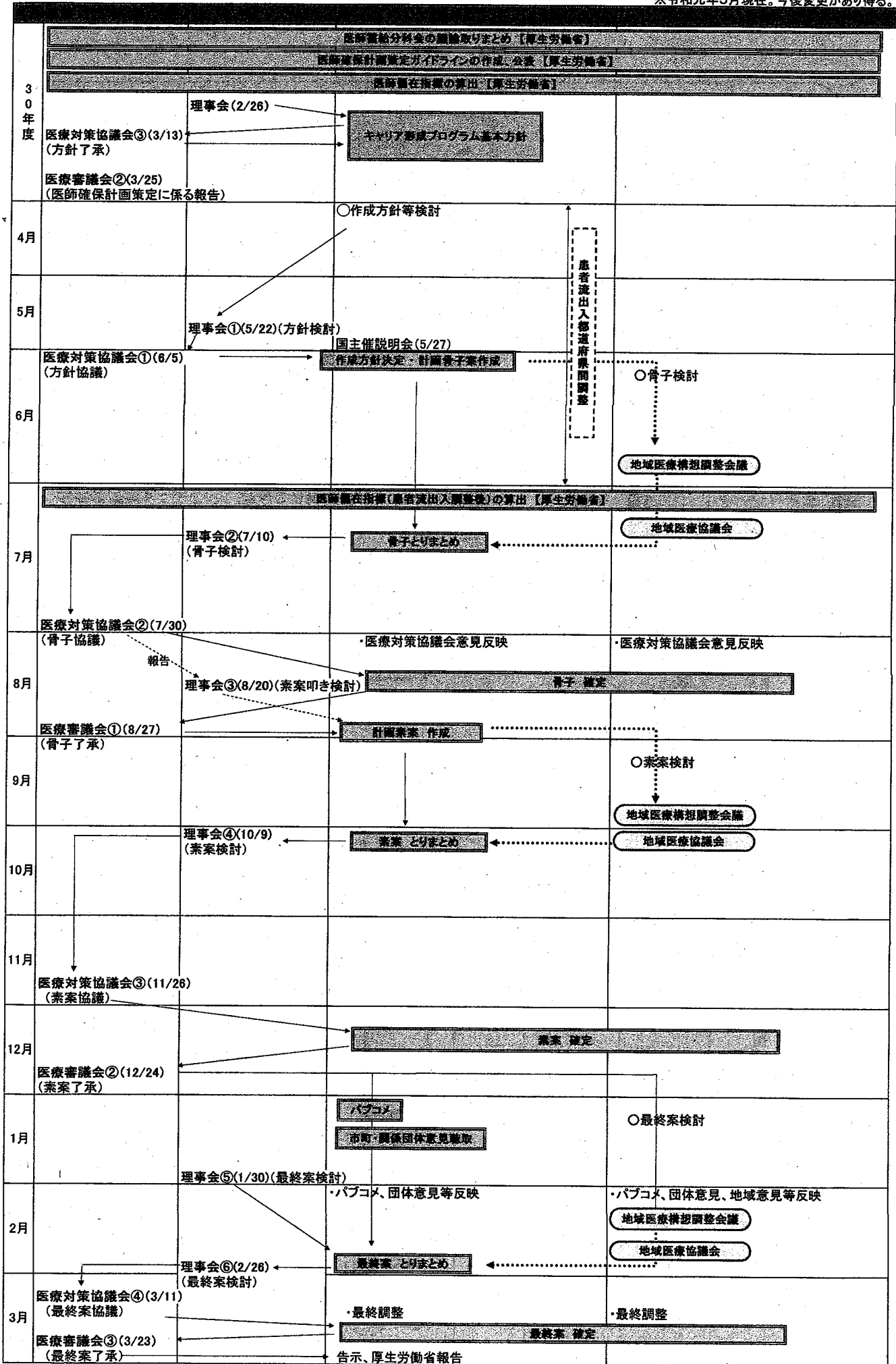
3 医師確保計画の策定プロセス



出典：平成30年度全国医政主管課長会議資料を一部改変

医師確保計画に関するスケジュール (案)

※令和元年5月現在。今後変更があり得る。



医師確保計画ガイドラインと静岡県医師確保計画との関係

医師確保計画策定ガイドライン

- 1.序文
- 1-1 医師確保計画を通じた医師偏在対策の必要性と方向性
- 1-2 医師確保計画の全体像
- 1-3 医師確保計画の策定に当たっての留意事項
- 1-4 医師確保計画策定のスケジュール
- 1-5 医師確保計画の策定手続のイメージ

2. 医師確保計画の策定を行う体制等の整備

3. 医師偏在指標
- 3-1 現在時点の医師偏在指標
- 3-2 将来時点の医師偏在指標

4. 医師少数区域・医師多数区域の設定についての考え方
- 4-1 医師少数区域・医師多数区域の設定
- 4-2 医師少数スポット

5. 医師確保計画

- 5-1 計画に基づく対策の必要性
- 5-2 医師確保の方針
- 5-3 目標医師数
- 5-4 目標医師数を達成するための施策

6. 医学部における地域枠・地元出身者枠の設定
- 6-1 地域枠・地元出身者枠の設定の考え方
- 6-2 各都道府県において必要な地域枠・地元出身者枠について
- 6-3 地域枠の選抜方式等について

7. 産科・小児科医における医師確保計画
- 7-1 産科・小児科における医師偏在指標及び医師偏在対策の基本的な考え方
- 7-2 産科・小児科における医師偏在指標の設計
- 7-3 相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域の設定
- 7-4 産科・小児科における医師確保計画の策定

8. 医師確保計画の効果の測定・評価

静岡県医師確保計画(体系図)

1. 基本的事項
- ・計画策定の趣旨
- ・計画の位置付け
- ・計画の期間

2. 医師確保の方針

- ・現状
- ・医師少数区域・多数区域・医師少数スポットの設定
- ・上記を踏まえた医師確保の方針
- (「少数区域は医師の増加を基本とする」)

3. 目標医師数

- ・目標医師数の設定(計画期間中(4年間)に下位33.3%の基準を設けるために必要な医師数)
- (「必要医師数は、再度行う国のマクロ推計を踏まえ記載」)

4. 目標医師数を達成するための施策

- ・キャリア形成プログラムへの策定・運用
- ・地域枠等における医師の派遣調整
- ・地域枠等の設定
- ・医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策と連携した勤務環境改善支援
- ・その他の施策(中高生を対象としたセミナーの開催、密附講座等)

5. 産科・小児科における医師確保計画

- ・産科・小児科における医師確保計画の方針
- ・産科・小児科における偏在対策基準医師数
- ・現状と課題を踏まえた施策
- ・医療提供体制等の見直しのための施策
- ・医師の派遣調整
- ・産科医師及び小児科医師の勤務環境を改善するための施策
- ・産科医師及び小児科医師の養成数を増やすための施策

6. 医師確保計画の効果の測定・評価

策定手続きに関する内容であり、計画には盛り込まない。